

滋賀県立野洲養護学校の進路指導について

進路指導部

1. 障害者を取り巻く社会の変遷

昭和20年後半～ (1950年代)	障害児のための養護学校作り運動	障害があっても学校に行きたい
昭和44年 (1969年)	県立養護学校(S50～八幡養護)開校 S47年～高等部開設	滋賀県初の養護学校(肢体不自由対象) (盲・聾話学校はS3年開校)
昭和49年 (1974年)	県立八日市養護学校開校	滋賀県初の知的障害対象の養護学校
昭和40年後半～ (1970年代)	全国各地で障害者のための作業所づくり	障害があっても働きたい
昭和54年 (1979年)	養護学校義務制の実施	障害のあるすべての子どもたちが学校に
昭和50年後半～ 60年代 (1980年代)	滋賀県で作業所づくり運動が盛んになる。	・「生きがい」「働きたい」を目的とした社会的就労の場づくり。 ・地域福祉の視点 ⇒障害があっても地域で働きたい。
平成2年～ (1990年代)	① 無認可から認可作業所への移行運動	よりよい環境・条件づくり
	② 通所療育づくり運動	障害の重い生徒の活動の場づくり
平成11年～ (1999年～)	作業所の類型化	事業所型・授産型・創作軽作業型
平成16年 (2004年)	支援費制度	契約 事業所の拡大 財政破綻
平成18年 (2006年) 10月～	「障害者自立支援法」施行 ・原則1割の応益負担 ・地域移行 ・福祉就労から企業就労へ ・障害程度区分、三障害一元化 ・施設形態の見直し	応益負担による支出増 施設形態の見直し、補助金減 ↓ 利用控え ↓ 全国的な行動→国の緩和措置
平成20年 (2008年)	障害者自立支援法の部分的な見直し	利用者負担の見直し など
平成21年 (2009年)	民主党政権誕生により障害者自立支援法から「障害者総合福祉法」制定に向けて推進会議等で論議が始まる	平成22年4月～ 利用料負担をなくす(基本)
平成24年 (2012年)	「障害者虐待防止法」が10月に施行	4月～旧法施設は全て新事業体系へ移行
平成25年 (2013年)	・「障害者総合支援法」が4月に施行 ・障害者法定雇用率の引き上げ(企業2.0%、行政2.3%、教委2.2%) ・「障害者差別解消法」が6月に公布(H28年に施行予定)	・新法はほとんどの中身が現行を踏襲しただけという批判の声がある。 ・共生社会の実現や障害者権利条約批准に向けた動きの活発化。事業主に対して差別禁止や合理的配慮を義務付ける中身になっている。
平成26年 (2014年)	・「障害者権利条約」1月に批准 ・障害程度区分が障害支援区分に(調査項目の見直し)	・障害者基本法改正(H23)や障害者差別解消法制定(H25)など国内法規が整ったため批准された。
平成28年 (2016年)	・「障害者差別解消法」施行	・不当な差別の禁止、合理的配慮
平成30年 (2018年)	・障害福祉サービス等の報酬改定	・就労定着支援と居宅訪問型児童発達支援の創設、平均工賃に応じた報酬、

障害があるがゆえに学校に行けない、働けないという、とても近い過去の状況の中から、多くの関係者の努力によって、現在の制度にかわってきています。

障害のある全ての子どもたちが教育を保障されるようになってきたのは、ごく最近のことです。その養護学校義務制以降、特別支援学校の進路指導においては、卒業後も「みんなと同じように働きたい」「地域でいきいきと暮らしたい」という、生きていくうえで当然の願いを実現していくため、作業所（日中活動の場）やグループホーム（生活の場）の充実や、一般企業での障害のある方の雇用創出について保護者や関係機関と共に取り組んできているところです。

現在、滋賀県内には200以上の作業所や通園施設（現在は生活介護）があり、どんなに重い障害のある生徒にも卒業後の日中活動の場が保障されるようになってきました。また、障害者雇用促進法等の法律の整備や関係機関の啓発活動等によって一般企業における障害者雇用も徐々に増えつつあります。

そのような中、本校では児童・生徒数の急増が続き、それに合わせて卒業生の数も急増しています。地域の作業所等はどこも限りなく定員に近づきつつあり、卒業後の進路先確保がますます難しくなっています。また、一般企業における障害のある方の雇用環境もまだまだ恵まれてはいけません。本校を取り巻く課題は山積していますが、地域との連携を密にし、協議を重ねる中で、進路指導の課題を地域の共通の課題として捉え、それぞれの機関において取り組みを進めているところです。

平成30年4月より「障害者差別解消法」が施行され、その中では不当な差別的な取り扱いの禁止や行政機関等には合理的配慮が求められています。障害のある方が地域の一員として社会参加し、いきいきと過ごし活動できる共生社会の実現に向け、今後も注意深く社会情勢を見守り、必要な情報を適切に発信できるように努力したいと考えています。



2. 特別支援学校での進路指導とは

進路指導とは、単に進路先を決定するためのものではありません。子どもたちが自立を目指し、卒業後も地域社会の一員として活動し、豊かでいきいきとした生活を送れるようにするための取り組みであると考えています。そのためには、子どもたちの特性や課題を十分に把握し、その成長を最大限保障する中で個に応じた進路学習を行い、自立に向けた力を育てることを大切にしています。適切な

進路先や生活支援が保障されるために、就業体験（実習）を中心とした進路学習の取り組みを充実させ、卒業後のスムーズな移行のために家庭や地域、関係機関と連携し、きめ細かな引継ぎやアフターフォロー（継続支援）の取り組みに力を入れています。

本校の進路指導は子どもたち一人ひとりのニーズに応じた進路保障を目指して、あらゆる教育活動の中で学年や発達段階に応じて実践していくべきものであると考えています。また、進路先となり得る事業所の開拓や福祉サービスの充実についても、進路指導の現状を内外に広く発信していく中で、家庭や地域、関係機関と密接に連携し共同で取り組むことを大切にしています。

①各学部における進路指導の重点

小学部・・・学習と遊び（個別と集団）、生活の組み立てを通して、楽しい生活を送るための基盤をつくる

中学部・・・思春期による変化に対応しながら、支援者との適度な距離感を持ち、生活やコミュニケーションの幅を拡大していく

高等部・・・卒業後の進路先や生活全般を考えながら、それぞれの生徒の自立に向けての取り組みを進めていく



②進路指導の3つの柱とその内容

(1) 日常生活の指導・学習指導・・・各クラス

基本的な生活習慣・生活リズムの確立、健康管理、基礎学力、社会性、ルール・マナー、意欲、体力、気力、忍耐力、持続力、コミュニケーション能力（あいさつ、返事、他者とのやり取り）などの力をつける

(2) 作業学習や設定された場面・・・労働など

協調性、コミュニケーション能力、巧緻性、報告・連絡・相談、リーダーシップ、社会性、ルール・マナー、意欲、体力、気力、忍耐力、持続力などの力をつける

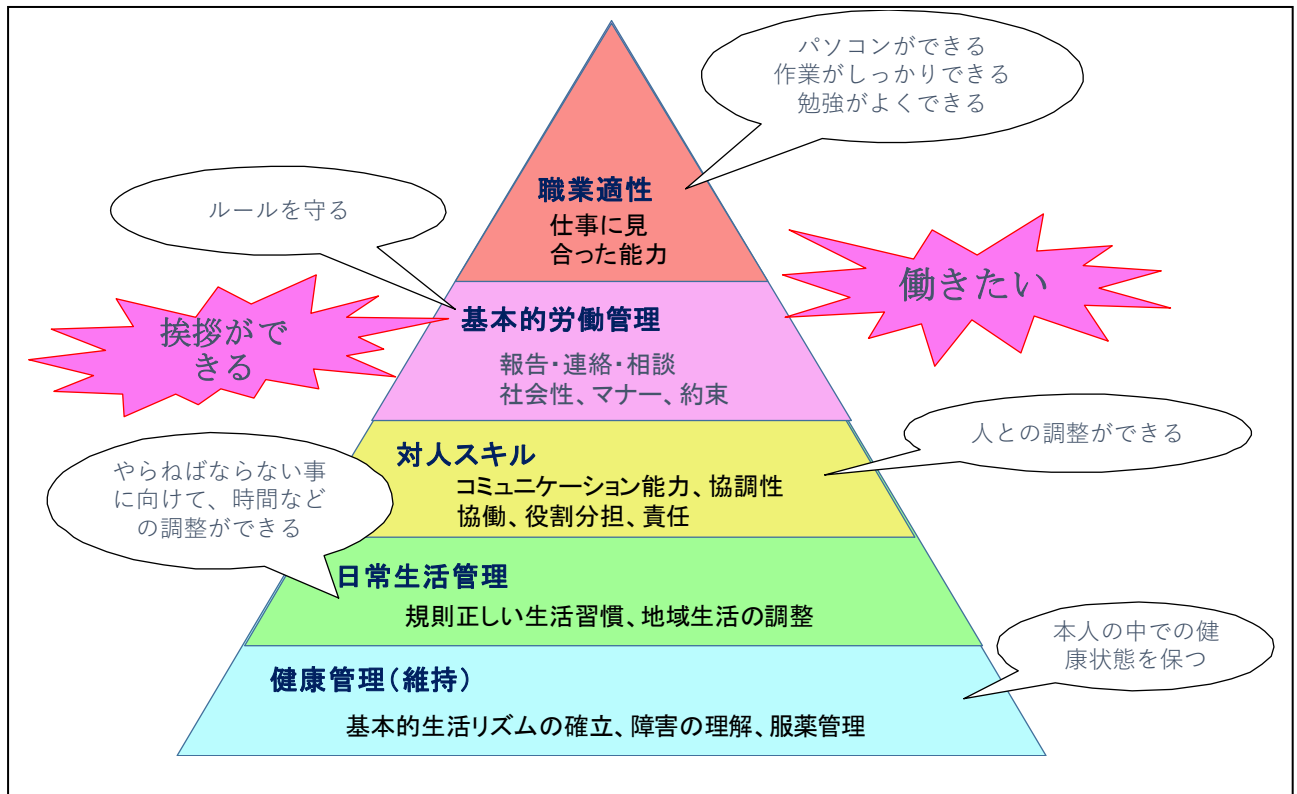
(3) 就業体験・・・実習

(生徒にとって) 社会経験を積む場

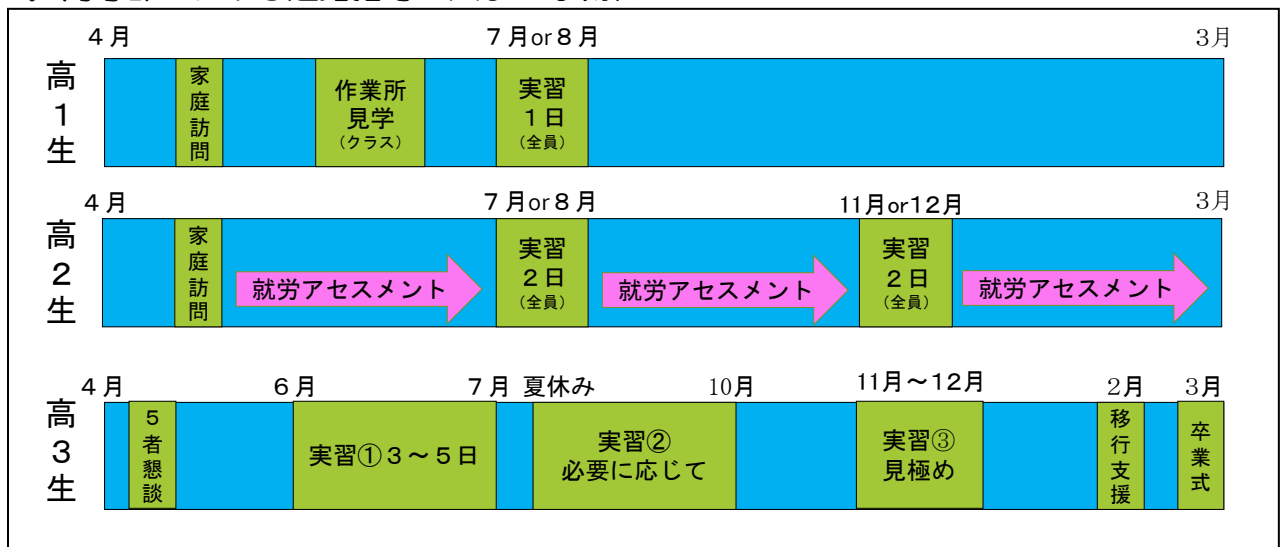
(保護者、教師にとって) 学校や生活の中で学んだことを確認・点検する場

(事業所や企業にとって) 障害を持った生徒のことを知っていただく機会

3. 就労準備性ピラミッド・・・しっかりとした土台の上に必要な力が重なっていきます



4. 高等部における進路指導の大まかな流れ



5. 進路指導における現状と課題

① 日中活動(福祉的就労)の場の充実を

- 多くの関係者の努力により日中活動の場は少しずつ増えています。しかし、増え続ける卒業生の数には追いついていないのが現状です。また、常時見守りが必要な生徒や肢体不自由の生徒にとっては施設設備面や人員面で受け入れが限定されることもあり大きな課題となっています。今後地域へ移行する子どもたちの状況をしっかりと把握し、日中活動の場がより充実していくように学校としての役割を果たしていきたいと考えています。
- 各福祉圏域で各作業所の空き状況が養護学校生徒の卒業見込み人数を下回ってしまう危機感の共有や、強度行動障害のある方を受け入れた事業所には加算措置を行うという新たな制度の創出など徐々にではありますが見える形で取り組みが進んでいます。



② 企業等における障害者雇用の意識は少しずつ向上

- ・障害者雇用促進制度等による雇用拡大に期待しています。平成 30 年より障害者の法定雇用率が引き上げられ、民間企業にかかる障害者法定雇用率は 2.2 パーセントとなり、従業員数が 45.5 名以上の企業に対し雇用が義務つけられるようになりました。また、企業側の CSR「社会的責任」「社会的貢献」という観点からも、努力していただける（障害者雇用を検討する）企業が増えてきているように思います。これを契機に地域の中小企業にも障害者雇用の意識が高まることを期待しています。
- ・障害者雇用枠での就労は、一般の就労に比べるとその雇用条件はまだまだ恵まれたものではないのが現状です。また平成 30 年度に発覚した行政機関等の雇用率水増し問題の反省から、行政機関でも障害者雇用に向けた動きが活発化していますが、現状では有期雇用がほとんどです。そのため労働環境や雇用条件の改善などを関係機関に求めていくとともに、就労継続のための支援（アフターフォロー）がとても大切だと考えています。



③ 豊かな地域生活の実現のために

- ・様々な生活支援サービスが増えつつあるとはいえ、利用ニーズを満たすにはまだまだ社会資源が乏しいと言わざるを得ません。多様なニーズに対応できるサービスの拡充が求められています。
- ・支援サービスの利用に関わって、地域の相談・コーディネート機能は徐々に拡充してきています。相談支援事業所や多くの作業所で特定相談支援事業が立ち上げられ、日中活動と生活をトータルにサポートする仕組みができつつあります。しかし、相談事業所や相談員の不足から市町ごとの進捗状況に差があり、すべての障害のある方に提供されていないのが現状です。
- ・家族の事故や病気などの緊急時の対応や、親亡き後の不安は切実なものがあります。障害者総合支援法ではグループホームとケアホームの一元化や小規模入所施設という形態が示されており、障害のある方をできるだけ地域で受け止めていこうという動きが進んできています。しかし滋賀県全体では入所施設やグループホームが不足しています。グループホームは少しずつ増えていますが、まだまだ足りていないのが現状です。
- ・医療的ケアの必要とされる方へのサービスは、医療スタッフの配置が乏しく、利用できるサービスが限定されています。そのため家族の負担が重く大きな課題となっています。今後は短期入所や入浴サービス等の充実が求められます。
- ・放課後等デイサービスを行う事業所が数年で飛躍的に増え、学校からこのサービスを利用して家に帰る生活パターンが定着していた印象があります。保護者にとっても本人にとっても望ましい事業であると捉え、活動内容が更に充実していくよう見守っていきたいと考えています。同時に、このサービスの利用は在学中に限定されており、卒業後に利用できる同じようなサービスがないのが現状です。日中一時支援や訪問系のサービスの拡充が今後の大きな課題だと考えています。



④ 関係機関との連携

- ・本校では、作業所や企業はもちろん、福祉行政や発達支援の関係者、相談支援機関、医療機関など地域の関係機関とのつながりを大切にしています。地域の自立支援協議会（サービス調整会議）などに積極的に参加し、障害のある方をとりまく課題の解決に向けて関係機関と連携をしながら、学校としての役割を果たすべく努力をしているところです。

⑤ 保護者同士のつながりを大切に

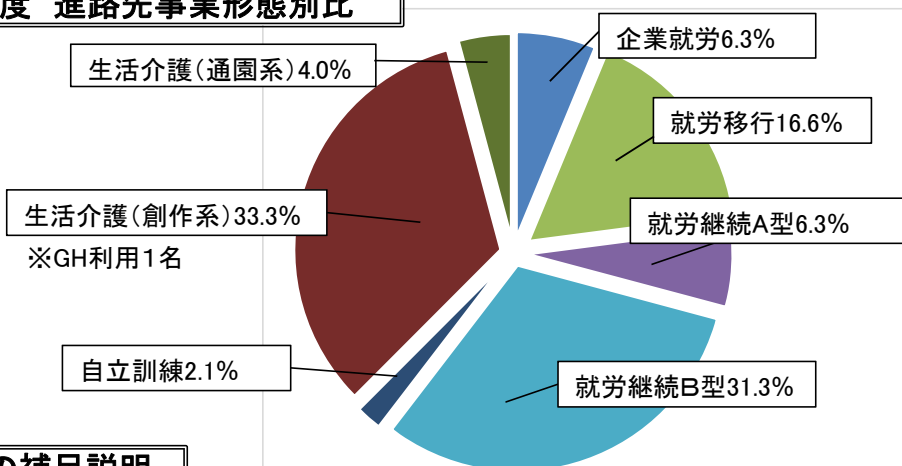
- ・子どもたちの卒業後の暮らしを豊かにするためには、多様なニーズに対応できる社会資源の充実と、障害のある方への関心と共感を社会全体へ広げていく必要があるのではないのでしょうか。そのためには、今ある課題を正確に情報発信することや、啓発活動を積極的に行っていくことが大切だと思います。特に本人や保護者の願いは社会を動かす原動力になります。本校にも PTA とは別に様々な保護者会の活動があり、学校もオブザーバーという形で関わりをもっています。保護者会の活動によって保護者の声の関係機関に届いて新しい事業所の立ち上げにつながったケースもあります。保護者同士のつながりを大切に、ぜひ当事者の声や保護者の願いを様々な場面で発信していただければと思います。



6. 過去5年間の進路状況など（高等部）

	H27	H28	H29	H30	R1	合計
企業就労	4	3	6	2	3	18
職業訓練関係	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	3	4	7	5	8	27
就労継続A・社会的事業所	0	0	2	0	3	5
就労継続B	8	15	15	10	15	63
自立訓練(機能)	1	0	0	0	0	1
自立訓練(生活)	3	1	3	1	1	9
生活介護(創作系タイプ)	18	10	9	11	16	64
生活介護(通園タイプ)	0	6	3	2	2	13
進学	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	0	2
未確定	1	0	0	1	0	2
施設入所支援	0	0	1	1	0	2
合計	38	40	47	33	48	206

令和元年度 進路先事業形態別比



事業形態の補足説明

【1. 企業就労(障害者雇用)】

一般企業での障害者雇用でハローワークの求人票に基づき雇用される。少し複雑な工程の作業や体力を使う作業、接客 業務 などある程度の知識と理解力、臨機応変なコミュニケーション能力が必要。

【2. 職業訓練校】・・・1年の有期限

高等技術専門校(テクノカレッジ)が県内に2校(草津校と米原校)ある。草津校には知的障害のある方を対象にした総合実務科(販売実務コース・OA事務コース)があり、1年間で職業訓練をしながら就職先を見つけていく。

【3. 就労移行支援】・・・2年の有期限

企業での就労を目指して、事業所内や施設外での実際の作業を通して、就労するための力をつける訓練を行う。特別支援学校在学生への就労アセスメントの実施主体。

【4. 就労継続支援A型、社会的事業所(滋賀県のみ)】・・・利用期限なし

現状では企業就労は難しいが、継続して就労できる意欲と能力のある人が対象。ハローワークの求人票に基づき雇用契約を結び、最低賃金も保障される。スタート時の就業時間は短く、事業数は少ない。

【5. 就労継続支援B型】・・・利用期限なし

複雑な作業や臨機応変なコミュニケーションは難しいが、合致する作業内容と一定の支援があれば継続的に就労できる人に向けた事業。作業内容は事業所によって異なり、ネジやボルトの袋詰めや組み立て、掃除等のメンテナンス業務、農作業や付随する作業、クッキーやケーキ作りといった調理業務等、非常に多岐に渡る。中にはB型で経験を積み企業就労する人もいる。

【6. 自立訓練(機能訓練)】・・・2年の有期限

身体障害の方に対して、地域生活を営むことができるように支援することが目的。身体リハビリテーションや日常生活に係る訓練等を行う。

【7. 自立訓練(生活訓練)】・・・2年の有期限

知的・精神障害のある方に対して、働くための力というよりも、日常生活における様々な生活能力の向上を図ることを主な目的とする事業。机上学習やソーシャルスキルトレーニング、運動、下請け作業に取り組む事業所もある。

【8. 生活介護(創作タイプ)】・・・利用期限なし

日常生活の中で介助が必要であったり、意図を理解するのに時間や支援が必要であったりするなど、ある程度高い介護レベルの人を対象とした日中活動の場。B型に近い生産活動を中心とした事業所から、散歩や作品作り、音楽療法など創作的な活動を中心とした事業所まで様々なタイプのものがある。

【9. 生活介護(通園タイプ)】・・・利用期限なし

いわゆる重症心身障害者のための通所施設。通園という呼び方が一般的であったが、現在は生活介護事業のひとつとして位置付けられている。

7. 高等部の進路指導について

①就業体験(実習)について(全学年)

ねらい

- 1年・・・会社や作業所を知る実習(地元の事業所を中心に)
- 2年・・・将来の進路を考える実習(進路先として想定される事業所)
- 3年・・・進路五者懇談会での方向性をもとに、進路先として考えられる場での実習

☆就業体験(実習)のもち方

学年	福祉施設・企業での実習	見学・進学関係等
1年	年に1回(夏休みを中心に) 1日程度 ※時期や日数については、個々の実態や体験先の都合によって変わる可能性があります。	事業所(企業・福祉)等見学(随時)
2年	年に2回(夏休みに1回と秋～冬に1回) 2日程度 ※時期や日数については、個々の実態や体験先の都合によって変わる可能性があります。 ※就労アセスメントに係る実習も通常の実習に含みます。	事業所(企業・福祉)等見学(随時)
3年	年に2～3回(随時生徒の実態に合わせて実施) 3～5日程度(状況に応じて) 年間を通して随時実施 ※就労アセスメントに係る実習も通常の実習に含みます。	事業所(企業・福祉)等見学(随時)

※実習にはできるだけ担任が引率して現地で指導することが望ましいと考えていますが、職員体制の都合により難しいことが多くなっています。保護者の皆様には送迎以外にも引率のご協力をお願いせざるを得ない状況になってきています。また、実施日数や回数についても、今後の変更になる可能性もありますのでご了承ください。

※実施時期は事業所等の都合もあるため、変更する場合があります。

※実習中の参観をお願いしています。実習中の本人の様子をじっくり見ていただきご意見をいただくことで、より充実した中身の進路指導・進路相談ができると考えています。また、実習後には反省会(振り返り)を行いますので、保護者の皆様にもご参加をお願いします。

②スムーズな地域移行と個別の移行支援計画について(3年生)

☆進路五者懇談会(4月第3週)

出席者: 本人、保護者、行政、相談支援事業所、働き暮らし応援センター、担任、進路担当等
内 容: 卒業後の進路決定に向けて、進路先希望や生活支援等について話し合う

☆移行支援会議(2月中旬)

出席者: 五者懇談会の出席者に進路先の事業所を加えたメンバー
内 容: 進路先や地域、関係機関へのスムーズな移行に向けた話し合いの場

移行支援計画は、本人のプロフィールをはじめ、在学中の実習の取り組みや関係機関との連携記録等、スムーズに地域移行するための資料として作成します。もちろん本人の思いや保護者の意見も取り入れて完成させます。ご理解とご協力をお願いします。

③その他

・保護者対象の「進路研修会」を学部やPTA主催で開催しています。進路に関する最新情報や将来に向けた内容を毎年検討して実施しています。

・成人を迎える卒業生対象に毎年1月に「成人を祝う会」を開催しています。また、同窓会活動の支援も行っています。

・高等部では、進路指導を円滑に行うため、関係機関へ必要な個人情報の提供をお願いしています。ご理解の上、ご協力をお願いします。